

[定款附属書]

土地改良区役員選任規程例

何土地改良区役員選任規程

(役員)の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者
- 四 破産者で復権のできないもの
- 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第2項を次のように改めること。
 - 2 組合員でない役員を選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員)の被選任権を有しない。
- ② 法第18条第6項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を削ること。
- ③ 組合員である監事の定数を定める場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を①の例により改めること。

(役員)の選任)

第2条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

- 2 役員のうち土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号に該当する監事(以下「員外監事」という。)は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。
- 3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員)の定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
.....	

【備考】

理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定数
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選任区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人（○人）
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人（○人）
第3被選任区	何町	○人（○人）
第4被選任区	何町及び何村	○人（○人）
・・・・・・・・	・・・・・・・・	

4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項中「役員のうち」の次に「組合員である」を加え、第2項中「役員のうち」の次に「組合員でない理事、」を加え、「監事の候補者」を「役員の候補者」に改めること。
- ② 組合員である監事の定数を定める場合は、第3項中「第1項」を「前2項」に、「理事」を「役員」に改め、同項の表に監事の定数の欄を設けること。

（選任の時期）

第3条 役員任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第4条 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第5条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

（選任議決の投票）

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

（書面による議決権の行使）

第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良

区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

- 2 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。
- 3 総代は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。
- 4 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総代会まで誠実に保管しなければならない。

第9条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

- 2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第11条 役員を選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- 2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員を選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第12条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第13条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。